

## 2 事実関係

### (1) 本件住宅ローンの概要

本件住宅ローンは、当行と利用者の間で締結する契約において、利用者に対して次の(2)に掲げる算出方法に基づき計算される金額をキャッシュバックすることをあらかじめ定めた住宅ローンです。

また、キャッシュバックする金額は、月末時点において計算しますが、本件住宅ローンの支払いが滞っている場合にはキャッシュバックしないこととなっており、後日その月の住宅ローンの支払いがあったとしても遡ってキャッシュバックすることはありません(「<荘銀>預金連動型住宅ローン」キャッシュバックサービス規定(以下「規定」といいます。)第4条1、4(1))。

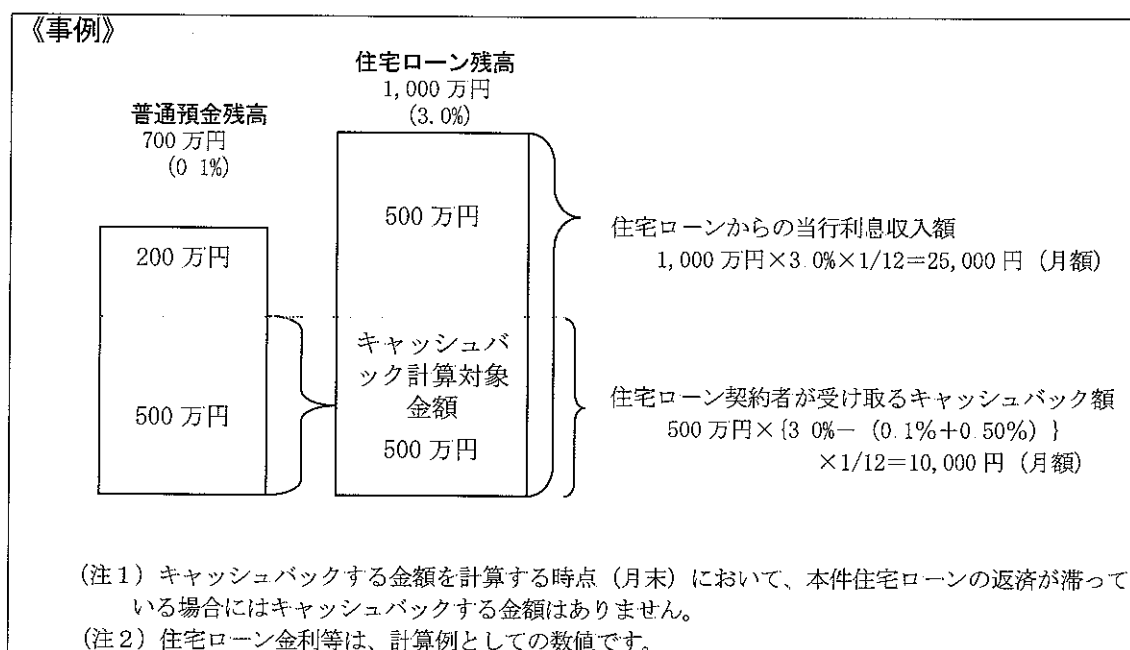
なお、本件住宅ローンは、一般の顧客に向けて広く販売を行うものであり、当行と利用者との間に、特別の利害関係はありません。

### (2) 本件住宅ローンによりキャッシュバックする金額の算出方法

キャッシュバック額の計算式

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{住宅ローン残高の50\%} \\ \text{又は} \\ \text{普通預金の月中平均残高} \\ \text{のいずれか低い金額} \end{array} \right\} \times \{ \text{住宅ローン金利} - (\text{普通預金金利} + \text{口座管理相当分}) \}$$

(0.50%)



### (3) キャッシュバックサービス規定に基づく事実関係

規定においては、本件のキャッシュバックするサービス（以下「キャッシュバックサービス」といいます。）について、次のとおり定めています。

#### イ キャッシュバックサービスの方法

当行は、利用者に対してキャッシュバックする時期及び金額等の連絡を行うことなく、前月末において計算した金額を毎月 20 日（返済日は当行の休日の場合は翌営業日とします。）に利用者の本件住宅ローンの返済用口座に入金します（規定第 4 条 3）。

#### ロ キャッシュバックサービスの開始

本件住宅ローンの融資実行月の翌月末日を第 1 回目の計算基準日とし、キャッシュバックサービスはその翌月より開始します（規定第 4 条 2）。

#### ハ キャッシュバックサービスの終了・解約

キャッシュバックサービスは、本件住宅ローンの完済月の前月末日を最終の計算基準日として終了することとなります。また、キャッシュバックサービスは、本件住宅ローンに付随するものであり、キャッシュバックサービスのみを解約することはできません（規定第 6 条）。

#### ニ キャッシュバックサービスにおける権利の譲渡等

キャッシュバックサービスにおける権利を、他人に貸与、譲渡、担保提供することはできません（規定第 7 条）。

#### ホ 連動対象口座の概要

キャッシュバックサービスの計算対象となる連動対象口座は、本件住宅ローンに係る金銭消費貸借契約証書上の債務者、連帯債務者及び附属銀カードと提携する保証委託契約書上の連帯保証人が当行に開設している円貨普通預金（事業性口座を除きます。）で、あらかじめ利用者が届け出たものに限り、最大 3 口座までです（規定第 2 条 1～3）。

なお、これらの口座の預金利息については、通常の普通預金利率で預金者名義者本人に、通常どおり支払われることとなっています。